

安全重要度評価等に係る事務手順ガイド

試運用版

原子力規制委員会
原子力規制庁
検査監督総括課

目 次

1. 目的

本事務手順ガイドは、原子力規制検査等実施要領に記載されている事項のうち、以下の項目に係る具体的な事務手順を定めたものである。

- 2.3 検査指摘事項の重要度評価
- 2.5 対応区分の設定（追加検査の適用の考え方）
- 2.7 総合的な評価
- 2.8 総合的な評価の結果の通知及び公表

2. 検査指摘事項の重要度評価

検査指摘事項に重要度評価に係る重要度評価に関しては、原子力規制検査における個別事項の安全重要度評価プロセスに関するガイドに定められている事項の他、以下の事務手順に沿って実施する。

2. 1 SERP 予備会合の実施及び安全重要度評価書の項目

(1) 会合の準備

- 施設検査担当部門及び検査評価室は、SERP 予備会合において暫定的な重要度評価及び対応措置案を検討するため、予備会合を開催する前に様式 2-1 により安全重要度評価書案を作成する。本評価書は検査評価室が取りまとめる。
- 施設検査担当管理官が、事業者に対して原子炉等規制法に基づく保安規定変更命令等の行政処分が必要と判断する場合には、予備会合において規制対応措置案についての検討も行う。

(2) 会合の実施及び結果の通知

- 施設検査担当部門及び検査評価室は、SERP 予備会合において安全重要度評価書案等に基づき事象及び検査指摘事項の概要並びに重要度の評価結果に関して説明を行う。
- 検査評価室は、SERP 予備会合による暫定的な重要度評価の結果について様式 2-2 に安全重要度評価書を添付の上、事業者へ通知する。併せて、以下についても通知する。
 - ・通知のあった日の翌日から起算して 7 日以内に書面により意見聴取会の開催を要求できること
 - ・意見聴取会の開催を要求するかわりに書面により意見を提出することができること
 - ・期限までに回答がない場合は、通知のあった日付でこの暫定的な安全重要度評価が最終的な評価結果となること。
- 施設検査担当部門と検査評価室は、暫定的な安全重要度評価結果及び当該結果を受けた対応区分を原子力規制委員会に報告し、その了承を得た上で、事業者へ通知する。

2. 3 意見聴取会の実施

- 施設検査担当管理官は、意見聴取会を主催することとし原則として SERP 構成員が出席する。なお、検査評価室は会合の庶務を担当する。

2. 4 SERP 本会議

(1) 会合の準備

- 施設検査担当部門と検査評価室は本会合の前に、意見聴取会における事業者からの意見又は新たな情報に関して評価を行い、安全重要度評価書を変更する必要があるかどうか検討をおこなう。
- 施設検査担当部門は、事業者に対して原子炉等規制法に基づく保安規定変更命令等の規制対応措置が必要と判断する場合には対応措置案を取りまとめ、会合が始まる前までに

法規部門との調整を行うものとする。

(2) 会合の実施及び結果の通知

- 施設検査担当部門及び検査評価室は、SERP 本会合において安全重要度評価書の変更部分及び変更理由並びに事業者の意見に対する見解を中心に説明を行う。
- 施設検査担当部門及び検査評価室は、会合における議論を踏まえ最終的な SERP 評価書を作成し、SERP 構成員の了解を得る。
- 施設検査担当部門は、SERP 予備会合による暫定的な重要度評価の結果について様式 2-3 に安全重要度評価書を添付の上、事業者等に通知する。併せて、評価結果について不服がある場合は、この通知のあった日の翌日から起算して 7 日以内に、原子力規制委員会に対して申立てを行うことができる旨、通知する。
- 施設検査担当部門と検査評価室は、事業者等への通知を行う前に、SERP 本会合の結果について原子力規制委員会に報告する。

2-5 申立てのプロセス

(1) 会合の準備

- 施設検査担当部門と検査評価室は、事業者からの申立てがあった場合には、申立てに対する判定会合で審議を行うための決定書案を作成する。

(2) 公開会合の実施

- 施設検査担当部門と検査評価室は、判定会合の実施に先立ち、事業者から申立ての内容について直接聴取するため公開会合を実施する。会合の庶務は、検査評価室が担当する。

(3) 判定会合及び SERP の実施

- 施設検査担当部門及び検査評価室は、決定書案について説明する。判定会合終了後、議論を踏まえて最終的な決定書を作成し構成員の了解を得る。
- 施設検査担当部門及び検査評価室は、判定会合の決定に基づき、必要があれば SERP 報告書の修正案を作成する。
- SERP 報告書の修正がある場合には、SERP 会合を開催し、修正案について検討を行うものとする。

(4) 原子力規制委員会における審議

- 施設検査担当部門及び検査評価室は、決定書及び SERP 報告書（修正がある場合に限る。）を原子力規制委員会に報告し、了承を得る。
- 施設検査担当部門は、様式 2-4 に決定書及び SERP 報告書（修正がある場合に限る。）を添付の上、事業者等に通知する。

様式 2 - 1 SERP 評価書

原子力規制検査における指摘事項に関する安全重要度の評価結果 (安全重要度評価書)

1. 検討経緯

令和〇年〇月〇日、〇〇において基本検査を実施していたところ〇〇に関する事象を現地検査官が確認。当該事象について〇月〇日に「緑」を超える指摘事項であると判断された。そのため、原子力規制検査における個別事項の安全重要度評価プロセスに関するガイドに基づき、重要度及び深刻度レベルを評価するため安全重要度評価・規制対応措置会合（SERP）等を開催した。

2. SERP 及び意見聴取会の開催日程等

(1) SERP 予備会合

- ・日 時：
- ・場 所：
- ・出席者：

(2) 意見聴取会等

- ・日 時：
- ・場 所：

※書面にて意見が提出された場合又は意見陳述の要望がなかった場合は、その旨記載する。

(3) SERP 本会合

- ・日 時：
- ・場 所：
- ・出席者：

3. 安全重要度評価/深刻度レベル

SERP での審議の結果、安全重要度を「〇」/深刻度レベルを「〇」と評価する。

4. 重要度評価等の詳細

別紙のとおりである。

<別紙>

| | |
|-----------------------|--|
| 件名 | |
| 安全重要度/ 深刻度レベル | |
| 監視領域 | |
| 安全重要度の 評価結果の概 要 | |
| 指摘事項の説 明 | |
| 重要度評価の 判定 | [パフォーマンス欠陥] [スクリーニング] [重要度評価] [深刻度評価] |

様式 2 - 2 暫定評価の通知文

番 号
令和〇年〇月〇日

〇〇会社
〇〇 〇〇 殿

原子力規制庁原子力規制部
安全規制管理官（〇〇担当）

令和〇年度原子力規制検査における重要度の暫定評価について

核燃料物資、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第61条の2の2に基づく原子力規制検査において、令和〇年〇月〇日に特定された検査指摘事項の安全重要度を別紙のとおり暫定評価したので結果を通知します。

この暫定評価について意見がある場合は、この通知のあった日の翌日から起算して7日以内（期限：〇月〇日まで）に、書面により意見聴取会の開催を要求することができます。なお、意見聴取会の開催を要求するかわりに書面により意見を提出することができます。

なお、期限までに回答がない場合においては、通知のあった日付でこの暫定評価を最終的な重要度評価といたします。

様式 2 - 3 最終評価の通知文

番 号
令和〇年〇月〇日

〇〇会社
〇〇 〇〇 殿

原子力規制庁原子力規制部
安全規制管理官（〇〇担当）

令和〇年度原子力規制検査における重要度等の評価について

核燃料物資、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第61条の2の2に基づく原子力規制検査において、令和〇年〇月〇日に特定された検査指摘事項の安全重要度を別紙のとおり評価したので結果を通知します。

この評価結果について不服がある場合は、この通知のあった日の翌日から起算して7日以内（期限：〇月〇日まで）に、書面により申立てを行うことができます。

様式 2 - 4 判定結果の通知文

番 号
令和〇年〇月〇日

〇〇会社
〇〇 〇〇 殿

原子力規制庁原子力規制部
安全規制管理官（〇〇担当）

重要度評価に関する申立てに対する決定について

原規〇号において通知した令和〇年〇月〇日に特定された検査指摘事項の重要度評価に関する申立てについて、別紙のとおり決定したので通知します。

3. 対応区分の設定（追加検査の適用の考え方）

3-1 対応区分の評価基準

- 施設検査担当部門は、検査指摘事項の重要度評価及び安全実績指標の分類に応じて、原子力規制検査実施要領における以下の評価基準に基づき対応区分を設定する。

<第1区分：追加検査なし>

- ・全ての安全実績指標が緑及び検査指摘事項がある場合にその全ての評価が緑

<第2区分：追加検査1>

- ・監視領域（大分類）において白が1又は2

<第3区分：追加検査2>

- ・一つの監視領域（小分類）において白が3以上又は黄が1、又は
- ・監視領域（大分類）において白が3

<第4区分：追加検査3>

- ・監視領域（小分類）の劣化が繰り返し又は、
- ・監視領域（小分類）の劣化が複数又は、
- ・黄が複数又は、
- ・赤が一つ

3-2 対応区分の変更のタイミング

- 施設検査担当部門は、事業者から安全上重要な安全実績指標（PI）が提出された日及び検査指摘事項の重要度評価が最終決定した日において、第2区分、第3区分又は第4区分への対応区分変更について検討を行う。
- 第2区分、第3区分、第4区分への変更のタイミングは以下のとおりとする。
 - ・安全実績指標に関しては、該当する四半期初日から
 - ・検査指摘事項に関しては、出口会議で指摘事項とした日の四半期初日から
- 施設検査担当部門は、第2区分、第3区分、第4区分に設定された場合は、その要因となった状態の改善状況を追加検査により確認し、改善の効果が確認できた場合は、第1区分に変更する。なお、第1区分の変更日は、追加検査終了の通知の日までとする。

3-3 評価基準の対象となる期間の考え方

- 安全上重要（白、黄、赤）な安全実績指標が評価基準の対象となる期間は当該四半期の初日から終了日までとする。
- 安全上重要な検査指摘事項の重要度評価結果（白、黄、赤）が評価基準の対象となる期間は、締め括り会議で指摘事項とした日の四半期初日から、追加検査終了の通知の日までとする。

3-4 対応区分変更に関する事業者への通知

- 施設検査担当部門は、対応区分が第2区分、第3区分又は第4区分に設定が変更された場合には、原子力規制委員会に報告及び了承を得た上で、様式3-1のとおり事業者へに通知する。
- 施設検査担当部門は、追加検査が完了して第1区分に変更する場合には、原子力規制委員会に報告及び了承を得た上で、様式3-2のとおり事業者へに通知する。

3-5 その他

- 安全実績指標の値の分類により評価基準の対象となった事象が検査指摘事項としても評価基準の対象になっている場合は、いずれかの分類の程度の大きいもののみを対象として取り扱う。
- 事業者から重要度の最終評価に対する申立てがなされた場合、申立てに対する判定が決定するまで対応区分の入力は保留される。
- 第4区分の設定や対応区分の設定が困難な事象については、SERPにおいて対応区分を検討する。

様式 3 - 1 対応区分の決定

番 号
令和〇年〇月〇日

〇〇会社
〇〇 〇〇 殿

原子力規制庁原子力規制部
安全規制管理官（〇〇担当）

対応区分の変更について（通知）

原規〇号の検査指摘事項に対する重要度評価の結果（又は令和〇年第〇四半期の安全実績指標の結果）を踏まえ、下記のとおり対応区分を変更したので通知します。

なお、今回の対応区分の変更を受けて追加検査を実施するので、根本的な原因分析（第3区分以上が設定された場合には、安全文化の改善に係る検討を含み、このうち第4区分が設定された場合には、外部機関による評価を含む。）を伴う改善措置活動の計画及びその実施結果について報告願います。

記

1. 対応区分
区分〇とする。

2. 対応区分が適用される日
令和〇年〇月〇日とする。

以上

様式 3 - 2 追加検査の行政指導

番 号
令和〇年〇月〇日

〇〇会社
〇〇 〇〇 殿

原子力規制庁原子力規制部
安全規制管理官（〇〇担当）

対応区分の変更について（通知）

原規〇号の追加検査の結果を踏まえ、本日付で対応区分 1 としたので通知します。

4. 総合的な評価

4. 1 総合的な評価の実施

- 施設検査担当部門は、規制体系の基礎となる事業等の許可又は指定の単位で、総合評価を原則として年度終了後速やかに行う。

4. 2 総合的な評価の構成及び内容

- 施設検査担当部門は、原子力規制検査実施要領に記載されている総合的な評価の考慮事項について評価する。具体的な構成及び記載事項については以下のとおりとする。

(1) 当該年度における原子力規制検査等の結果

各監視領域の評価に当たっては、検査指摘事項の重要度評価及び安全実績指標の値の分類を踏まえることとしている。具体的な記載項目は以下のとおり。

【記載項目】

○原子力規制検査の結果

- ・ 基本検査における指摘事項の有無、指摘事項があった場合には、その件数、概要、重要度評価の結果など

○安全実績指標（P I）の結果

○その他（必要に応じ）

- ・ 前回の評価から対応区分に変更がある場合はその結果と理由
- ・ 3年間以上継続して第3区分が設定されている場合の事業者の活動状況
- ・ 検査等を通じて確認された安全上の懸念（指摘事項とするか継続確認中の検査気付き事項、改善活動上の問題など）

(2) 総合的な評価

総合的な評価にあたっては、(1)の内容を踏まえ、事業者の活動が各監視領域に関連する活動目的を達成しているかどうかを記載する。

(3) 次年度以降の検査計画

総合的な評価の結果を踏まえた次年度以降の検査計画（向こう1.5～2年程度）を記載する。（基本計画（特にチーム検査）、必要に応じて追加検査など）

- 施設検査担当部門は、総合的な評価に当たっては、安全に関する最新の知見を踏まえ、事業者が各監視領域での活動目的の達成に向けて改善している活動やその効果について検証し、改善が図られているかどうかを勘案する。

4. 3 総合的な評価の結果の通知及び公表

- 施設検査担当部門は、当該年度終了してから原則60日を目途に様式4-1により総合評価案を取りまとめ、原子力規制委員会へ報告し了承を得る。

- 施設検査担当部門は、総合評定の結果を原子力規制委員会の了承が得られたのちに事業者へ通知すると共に、原子力規制委員会のホームページに掲載し公表する。

様式 4 - 1 : 総合評価結果の通知文及び内容のイメージ

番 号
令和〇年〇月〇日

〇〇株式会社
〇〇 〇〇 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の結果の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号）第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評価の結果について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

令和元年度* 原子力規制検査の総合的な評価について（大飯発電所3号機）

令和元年度に原子力規制庁が関西電力（株）大飯発電所3号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、原子炉等規制法第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和元年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和元年度において事業者の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

（1）原子力規制検査の結果

年度の検査計画通り基本検査を実施し、指摘事項は確認されなかった。

（2）安全実績指標の結果

安全実績指標（全14項目）は、期間を通じて緑の状態であった。

（3）その他事項

以下の事象については検査を継続中である。

○CAP活動において、不適合事象の抽出及び不適合事象のグレード付けが事業者マニュアルに従って適切に行われておらず、必要な改善活動が行われていないおそれがある事象【使用検査ガイド：BQ0010】

○スプリンクラー設備の防護対象となるケーブルが散水障害により有効に消火できないおそれがある事象【使用検査ガイド：BE1021】

2. 総合的な評価

令和元年度の事業者の活動に関しては、

- ・安全実績指標について全て安全確保の機能又は性能に影響がないものと評価されること
- ・指摘事項は確認されなかったこと

から対応区分は第1区分であり、事業者の各監視領域に関連する活動目的を満足しており、自律的な改善が見込める状態と評価する。

3. 次年度の検査計画

令和2年度の原子力規制検査は、上記の総合的な評価の結果を踏まえ、引き続き基本検査を行うこととする。今後2年間のチーム検査については、以下のとおりとする。

- ・火災防護検査（3年）【BE1021】 : 令和2年〇月～〇月頃

- ・ 設計管理【BM1100】 : 令和2年〇月 ~ 〇月頃
- ・ 放射線防護関係【RE0020, RE0040, RE0050】 : 令和3年〇月 ~ 〇月頃

※正確には試運用フェーズ2の期間である上半期の結果を基に作成している。

令和元年度* 原子力規制検査の総合的な評価について（大飯発電所4号機）

令和元年度に原子力規制庁が関西電力（株）大飯発電所4号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、原子炉等規制法第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和元年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和元年度において事業者の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

（1）原子力規制検査の結果

年度の検査計画通り基本検査を実施し、指摘事項は確認されなかった。

（2）安全実績指標の結果

安全実績指標（全14項目）は、期間を通じて緑の状態であった。

（3）その他事項

以下の事象については検査を継続中である。

OCAP活動において、不適合事象の抽出及び不適合事象のグレード付けが事業者マニュアルに従って適切に行われておらず、必要な改善活動が行われていないおそれがある事象【使用検査ガイド：BQ0010】

2. 総合的な評価

令和元年度の事業者の活動に関しては、

- ・安全実績指標について全て安全確保の機能又は性能に影響がないものと評価されること
- ・指摘事項は確認されなかったこと

から対応区分は第1区分であり、事業者の各監視領域に関連する活動目的を満足しており、自律的な改善が見込める状態と評価する。

3. 次年度の検査計画

令和2年度の原子力規制検査は、上記の総合的な評価の結果を踏まえ、引き続き基本検査を行うこととする。今後2年間のチーム検査については、以下のとおりとする。

- ・火災防護検査（3年）【BE1021】：令和2年〇月～〇月頃
- ・設計管理【BM1100】：令和2年〇月～〇月頃
- ・放射線防護関係【RE0020, RE0040, RE0050】：令和3年〇月～〇月頃

※正確には試運用フェーズ2の期間である上半期の結果を基に作成している。